

第2回 農林水産省知的財産戦略検討会

【議事概要】

第2回 農林水産省知的財産戦略検討会

議事次第

日時：令和7年5月14日（水）15:00～17:00

場所：第3特別会議室

（対面オンラインハイブリット会議）

1 開会

2 挨拶

3 議事

（1）第1回検討会ご意見を踏まえた対応方向について

（2）意見交換

（3）その他

4 閉会

議事概要

出席者：検討会の資料１を参照

議 事

(１)「第１回検討会ご意見を踏まえた対応方向について

【事務局及び担当課から、資料２－１及び資料２－２について説明】

○渡部座長：以上の説明について、何か質問・意見はあるか。

○丸山(修)委員

- ・ 意見に対して上手に整理していただき感謝。
- ・ 横串を刺した取組として優良事例を添付していただけるということで、分かりやすくなると思う。資料の優良事例の戦略の根拠として知財戦略２０３０の該当ページ付すと、一つの戦略でなく複数の戦略を組み合わせた横串を刺した取組ということが分かるため、そのような紹介の仕方を検討していただきたい。
- ・ 若い人に知財に関心を持ってもらうことについて、社会人になって大学院に通った際に、知的財産の講義を受講したことがあるが、その際の講義内容は一般的な話に留まっていた。より実践的な学びを得ていくためには、優良事例を示して具体的にどのように知財が使われている等を講義に組み込んだ方が良く、その方が若い人たちに興味を持ってもらえると考える。
- ・ 育成者権の出願件数が減っていることについて、現状の認識とともに、その対策も具体的に紹介いただき、引き続き進めていくことについて承知した。育成者権を取得するコストパフォーマンスを上げていくことや、政策的に重要な品種について手数料の減免も視野に入れて検討する等、具体的な政策の方向もご紹介いただき感謝。やはりコストパフォーマンスが重要であると感じており、何かモデル的なものを検討いただければありがたい。
- ・ 育成者権管理機関の取組によるライセンス収入は、基本的に個々の育成者に還元されるものであり、それを原資にして日本全体の出願費用の財源にすることは難しいことについて理解した。質問だが、育成者権管理機関は、例えば商標権や特許権等を組み合わせた知財ミックスの取組も視野に入っているのか。育成者権管理機関が知財ミックスまで取組むということであれば、侵害があった時にどう対応するか等も活動の範囲に入ると思うので、知的財産の侵害に対応する体制があった方が良い。
- ・ スタートアップについては、ご案内のインキュベーション拠点があり、それらの拠点では国内のみならず、海外の特色ある大学、研究機関とも交流してい

る。そのような観点からもインキュベーション拠点の活用は有意義と思われる。

○小栗委員

- ・ 意見に丁寧に対応いただき感謝。
- ・ 事業者の窓口やプラットフォームの連携等について、守りの部分はすごく丁寧に考えていただいております、国の一丁目一番地の政策なので、ぜひ推進いただきたい。一方で、ブランドをどう作るかという攻めの部分について、国としてどこまで踏み込んで取り組むのかということ自体が論点だと思っている。全て戦略に盛り込むかどうかは置いておいて、日本の食や日本の農林水産品の国全体のブランドづくり・底上げに向けた、攻めのブランド戦略を考えて骨格を作っていくことも大事だと、日々輸出の支援を行っている中で感じている。

日本産品統一マークについては、あくまでブランドを作るための一手段でしかない。「こういうブランドイメージを海外の方に少しでも持ってもらうための手段として、統一マークもあるし〇〇もある」というのがブランド戦略であり、これらをどこまで踏み込んでやるかということも踏まえて今後検討していただきたい。

参考までに、先日、輸出支援課の金沢補佐と一緒に、万博の場で、GFP の取組に関連して新しい食文化や産品を国内外の方に広めるPRを行ったところであり、GFP は世界に新しい食を発信するコミュニティであるという、まさにブランド作りを万博の場を使って行った。これは一例に過ぎないが、国として、マイルストーンや場面をしっかりと設定した上で、「攻めのブランドづくり」、「骨格となる戦略づくり」を今後どう進めていくか検討していただきたい。

○渡部座長

- ・ スタートアップ支援のところでインキュベーション拠点との連携とあったが、具体的にどのような連携を考えられているのか教えていただきたい。
- ・ 海外ライセンスの件について、知的財産権は通常誰が持っていて、誰の原資で生まれた知的財産権なのか。バイドールかどうか他の分野では関わってくることもあり、バイドールで一部ライセンスをしないこともある。または、単に民間の知的財産権を対象としているのか確認したい。

○丸山(修)委員

- ・ 育種権管理機関について、知財ミックスが当然行われるということで承知した。弁理士の視点でみると、コストの面で安く知財を取得することも必要と考える。商標権や特許権について、例えば商標権については、マドリッドプロトコルという条約に基づく手続きがあり、国際事務局に出願すると複数の締約国に出願した

ことに出来る。特許についても PCT 国際出願制度を利用すれば同じように複数国に出願したことになり、コストが削減できる。このようなことも管理機関が活用できるような体制を整備していただきたい。

細かい話になるが、マドリッドプロトコルで商標出願する時は、本国で登録されないと、セントラルアタックですべてが無効になってしまうという仕組みがある。育成者権の品種名称と商標の名称が同一ではいけないため、育成者権で登録した名称が商標で登録できない。例えば、石川県の葡萄のルビーロマンは、育成者権の品種登録名称であり、マドリッドプロトコルに基づくと、セントラルアタックで無効になってしまうため、海外に国際商標登録出願できないことになってしまう。このような点について、戦略的な観点を管理機関に持っていただけるような体制を整備していただきたい。

○関根委員

- ・ コメント等まとめていただき感謝
- ・ 品種の開発について、開発やシーズの研究開発などは素晴らしいアイデア・実績があると認識している。一方で、私のコメントの趣旨としては、社会実装をいかに「効果的かつ高速」に行っていくかということを意図している。例えば、お米については、今まさにコメ不足が言われているが、そもそも担い手不足の問題もあるが、生産性の向上や気候変動への対応を急がないと、食料生産ひいては安全保障の観点から間に合わないということが、テレビのレベルでも議論される状況になっており、社会実装を加速化していく必要があると感じている。

例えば、イタリアでは、米の栽培面積は日本より小さく 15 万～20 万 ha 弱ぐらいだが、全面積を直播で行っていて、まさに生産性のボトルネック解消のため、戦後に一気に 10 年ぐらいで田植えから直播になった。直播にすると雑草イネ等の問題が発生するが、これが問題になったタイミングで、雑草を効果的に抑える形質の導入が多品種で同時発生的に進み、約 10 年以内で生産量の割合で 50%にその形質の導入がなされた。日本でもコシヒカリのいもち病耐性の稲があるように、雑草イネ耐性、対策ができるような形質を持ったさまざまな品種が 10 年で 50%社会実装されたということが歴史的にある。いろいろな特殊要因もあったと思うが 2000 年代に起こったと伺っている。日本でも今、こういう状況になっているため、政策的にも何かできたらと考えるが、検討している点があれば教えていただきたい。

- ・ Jクレジットやカーボンの取組について、国内での Jクレジットとか、JCM 二国間協定のクレジットなど、コンプライアンスマーケットの方で様々な取り組みが、GX リーグなども含めて進んでいることは非常に心強く思っている。一方で、これは渡部座長の後半のご意見にもあるフードテックに対する投資のような部分にも絡むような趣旨で発言したかったが、ボランティアマーケットに絡む、いわゆる民間企業の投資について。ボランティアクレジットは、今まさに議論がいろいろあっ

て、市場規模的にコンプライアンスマーケット程ではないが、それにまつわる関連する投資というのがすごい状況。例えばネスレなどは、原料を、いわゆる再生可能農業や低炭素の栽培方法で生産したものに、2025 年までに原料調達の 20%を切り替えると発表する中で、自社としても 2,000 億円ほど投資を行って、そのような栽培方法の確立から普及、調達のスキームを作るということを行っており、非常に巨大な作物とお金が動いている。

こういった中で、実はオフセットクレジットだけでなく、いわゆるインセットクレジットという、そのバリューチェーンの中でのクレジットスキームやプロトコルの策定がどんどん進んでいる。

まさにお米について、主たるボランタリーマーケットの標準化の認証団体としてゴールドスタンダードとベラがあるが、今年の 2 月下旬に、ベラの方が米の低メタンというか低 GHG に関するプロトコルを発表している。その中で感じるのが、このプロトコルがわりと日本を見本にして作っているような点があり、例えば、日本では当たり前にやっている間断かん水（AWD）を行うことでメタンの排出量が削減されるので、これを一つ主たる標準的低 GHG 栽培法としてプロトコルに入っている。ただし、ベンチマーク主義、インターベーション方式なので、以前水を常に流している栽培から間断かん水（AWD）に切り替えればクレジットはもらえるが、日本の場合はもうすでに間断かん水（AWD）が当たり前になっているので、日本はこの恩恵にまったくあやかれない。そういう中で海外はどうかというと。もうどんどん間断かん水（AWD）をやっているということで、例えば国際総合研究機構 IRI の方では、こういうプロジェクトを大体的に推進しており、標準化して、タイとかベトナム、バングラデシュなどで、どんどん社会実装しようとしている。これらは低 GHG 米ということで、国際的にも知財を獲得しながらブランディングし、マーケティングして、今後打っていくと思われる。その先にさっきのネスレのような巨大企業がいる。そういったところから、うっかりしていると日本は置き去りにされてしまうのではないかと懸念を正直持っている。

これらを踏まえると、既に日本が非常に力を入れて強みを持っている J クレジットや JCM のようなコンプライアンスマーケットのところは、引き続きぜひ継続していただきたいが、それだけでなく民間企業の投資が、ボランタリークレジットの新しい仕組み・国際認証で進んでいるため、このようなところもぜひ守備範囲として広げながら、投資や民間を巻き込みながら対応を加速していく必要があると考えている。特に日本はより素晴らしい栽培技術を多く持っていることを、私自身、非常に感じており、こういったところを知財のルールメイキングの中で、しっかり取り込んでいって、本来取れるべきだったチャンスが置き去りにされないことがないようにして頂きたい。

- ・ GI とデジタルソリューションについて、今申し上げたようなバリューチェーンの仕組みの中で、統合的・一体的にデータが自動で記録され、自動で記録されるか

らこそ改ざん不能になっていて、国際認証も安心して取り組めるものであれば、巨大企業やグローバル企業も相応の値付けして買いますとなり、投資が動くというようなスキームで動いている。それでいくと、今、日本にはたくさん色々な素晴らしいツールがあって、各地に素晴らしい取り組みがあるが、まさに書いていただいた通り、横展開につなげて、その標準化、スケール感とかバリューチェーンを通じた一気通貫の仕組みがあると、認証というか、信頼度も上がると同時に、こういったことに取り組む農業者の方、あるいはそれにまつわる方々が、それをやるためだけにリソースや投資が必要になってしまっていて、結局社会実装が進まないということではなくて、非常に簡便に、そしてスピーディーにそういった取り組みも生産性を上げながら開始できるということになるのではないかな。

例えば、弊社もそういったところに投資を行う中で、デジタルツールを作っているが、まさにネスレ向けのプログラムがあり、再生可能農業を具体的にどのようにすればいいのかというのが、シーズン中にレコメンデーション（推奨）する機能がある。もし栽培状況が、そこからずれてくるような様子が衛星画像から検出されると、何か手立てをしてくださいとアラートと出る。このことによって、はじめて低GHG 農業や環境再生型農業に取り組まれる方でも、ある程度安心感をもって取り組めるし、生産物を集荷する者からみても、契約したのに集荷ができないといったようなリスクを減らせるため、リスクマネーの投資が加速するということもある。こういった統合という観点も色々なソリューションをつなぎ合わせて、バリューチェーンとして行うようなところも検討いただきたい。

○井手委員

- ・ 国際標準化について、例としてフォーラム標準ということで、スマート農業の技術のことをあげたが、その技術の中には通信規格とか互換性とかあるが、それ以外にフードサプライチェーン全体を見ると、フォーラム規格で標準規格化すれば、市場に入っていけるのではないかな、市場拡大できるのではないかな、ということもあると思うので、スマート農業に限らず幅広く書いていただければと良いと考えている。
- ・ 先ほど、関根委員から話があったクレジット関係について、農研機構では JCM 関係で多く方法論を登録したりしているが、先ほど回答で紹介があった内閣府の標準活用加速化支援事業で GHG に取り組んでいる話だが、これは ASEAN タクソノミーの対象に入れ込んでいって投資を呼び込むという形を行っていて、こういった活動が広がっていくと良いと思う。

○林委員

- ・ 前回提出した意見について丁寧に対応していただき感謝。
- ・ 今回は、資料 2－2 の今後の方向性で気づいたところをコメントしたい。

- ・ 資料２－２の４ページの（１）の箇所について、現在畜産課の方で検討を進めているので①～④は今後バージョンアップされるものと理解している。例えば、①について、契約の締結とあるが、表示の重要性もあげられている。また、③の全国システムについて、現在精液と受精卵の管理をする精液等の情報システムというのが、これについて登録者は多くても実際に利用率はかなり低いので、これを上げるべきで、その対象範囲を広げたり、民間のアプリとの連携などトレーサビリティにも資するような機能強化という意見も出ている。④の全国の家畜人工授精所の立ち入り検査の継続については、継続するだけではなく立ち入り検査の対象として、例えば農家で行われている OPU の卵子吸引などの実態を踏まえ、農家への立ち入り検査の必要性も言われている。今後、バージョンアップしていただけたらと考えている。
- ・ 資料２－２の８ページの「（５）データ活用の促進による生産性の向上」の下に「以下の取組により、知的財産の創出・活用に貢献する」とある。自分の認識として、新たな食料農業基本計画において、農業経営の収益力を高め、農業者の所得を向上するという目標を立て、その基本計画の中の横断的な政策として、知財やデータ活用の促進というのが位置づけられていると認識している。そうすると、知的財産未満のデータについても活用していくという観点を踏まえると、（５）のタイトル下の文章は、「知的財産・データ」等「データ」を特出ししていただく必要があると考える。
- ・ それから、（５）のタイトルの「データ活用の促進による」までは良いが、「生産性の向上」の記載について、ここで具体的にあげられているデータの活用の方策は、生産性の向上だけでなく基本計画にある農業経営の収益力向上のために必要なものだと考えるため「生産性の向上」に限らない方がいいのではないかなと思う。
- ・ また、（５）のタイトル下の文章に「以下の取組により、知的財産の創出・活用に貢献する」とあるが、知的財産の創出・活用自体が目的ではなく、「データ活用の促進による農業経営の収益力向上」等が目的ではないか。
- ・ このページの現状と課題のところに、WAGRI、オープン API、ukabis、全国版畜産クラウド、林業分野の資源調査の ICT ソフト、水産分野の海洋環境データなどが挙げられており、今後の方向性のところには、それぞれについて「引き続き推進」と書かれているが、今までやっていることを引き続き推進するというよりは横串を刺し形で活用を促進するようなことを打ち出していかなければならないのではないかな。例えば、全国版畜産クラウドについて、例えば具体的には農協でもいろいろな和牛受精卵の販売などが行われているが、先ほど申し上げた４ページの全国の精液等情報システムとは繋がっていない。生産から消費までのデータを繋げて活用して、連携して農業経営の収益力を高めていくことができるようにするためには、これまでの制度設計や取り組みの経緯を踏まえると、予算の関係で縦割りになっている感があるが、これを知財及びデータという観点からヨコ串を刺すよう

な戦略を立てていくことが必要ではないかと思う。

○堀内委員代理

- ・ 前回申し上げたことに丁寧に対応いただき感謝する。
- ・ 今回お示しいただいた対応方向を踏まえて、実効性をしっかりと確保していくことが重要であり、期待している。
- ・ 侵害対策について。知財の海外流出に関して、農業現場における意識醸成と未然防止策等については色々記載いただいているが、実際に流出してしまった場合、特に国外に流出させる人、あるいは悪意を持って流出を利用する人などによる行為をしっかりと防いでいく必要がある。やったもの勝ちということがないよう、事業者だけでは対応しきれないところに関しては、国・政府のサポート・連携をお願いしたい。また現地のパートナーとの連携も重要となってくる。
- ・ データの活用について、資料２－２にも記載いただいたところだが、これについても実効性のある、データの本来でない形での流出や悪意のある流出を防ぐための積極的な対策が必要と考えている。林委員から指摘された、知財未満のデータもあるという点については、その通りだと思う。他方、データそのものが知財となることもあるし、適切な収集分析、活用等によって、新たな IP の創出につながる可能性もあると認識している。知財の利活用と保護のバランスをしっかりととりつつ、競争力の強化に向けて、引き続き取り組んでいただきたい。
- ・ また、安全保障の観点からも、この点について、特に国・政府の主導的な対応をお願いしたい。
- ・ 標準化に関する議論にも、積極的に参入・参画していくことが非常に大事だと考えている。人材の育成を推進するとともに、そういった人材をどこに送り込むのが効果的なのか、どういうフォーラムで標準化の議論がなされているのか、というところもしっかりと見極めて、継続的に参画していけるよう是非取り組んでいただきたい。
- ・ これは知財戦略に書くことではないかもしれないが、人材の方々の活躍だけではなく、農水省のみならず、政府全体でのサポート、理解が不可欠だと考えている。国際的なルールづくりに際しては、孤軍奮闘される方がいても、国・政府全体での取り組み、後押しが十分でなかったこともあると認識している。ぜひその点についても御省をはじめ政府全体での認識の共有とサポートをお願いしたい。

○丸山(達)委員

- ・ 実際にスマート農業を導入したいという農業者さんにとっては、資料２－２の６ページの課題のところに書いてある導入機械の稼働面積が不十分な場合、機械費の方が増大してしまうということで、農地を拡大していこうというケースの相談がある。しかし、農地を拡大するために、ほかの農地を買っていく時の支援制度

が、どうしても自治体をまたいでしまい、使えなくなってしまうといった支援制度上の問題が起きている。この部分に関しては、自治体判断のところもあるかもしれないが、検討する余地もあるのではないか。

- ・ 実際開発して、運用している開発企業やシステム開発をやっている企業にとっては、農地の賃貸そのものが結構なハードルになっているケースがある。自分たちで開発したシステムや機械を使って農業の栽培効率がどれくらい上がるかを実践しようとする農家や開発企業が、現在の農地制度上どうしても、農業業種分野以外からの参入はハードルが高く、各自治体でバラバラの判断が下されていて、農地の賃貸の許可が下りないとか、極めて長い時間がかかるため、テストを行う農場がなかなか確保できないということがある。その場合は、大きな企業でも、地元の農業者、特に農業法人と連携してジョイントベンチャーを作って実践を行うケースがあるが、その場合でも法律上の議決権の問題がでてきて、農業者の方が多く議決権を持っているので、なかなか踏み切れないというケースも多々聞いている。そういった部分に関して、もう少し開発だったり、運用に関して使いやすい制度であったり、支援的なところを横断的にできるような文言がこの検討会から出てきたらいいと考えている。

○大野委員

- ・ 普及指導員を対象とした人材育成のセミナー等について、優良事例をこれからも提供していただきながら、また失敗やトラブルの事例などがあると、危機感を持ち、知財に関する知識の取得や取組に対する意識が一層高まると思う。様々な事例の提供をいただけるとありがたい。
- ・ スマート農業のフードテックの関係で、スタートアップ企業と連携をする取り組みを推進するという話があったが、愛知県でも、地域の実情に応じてスタートアップ等と産地を結んで、現場の圃場で既存技術の応用や機器の改良、アプリの開発などによって困り事を解決するという事業を行っている。その中で困り事に対するスタートアップ企業を募集しているが、スタートアップ企業が持つ技術やアイデアが農業の分野につながると考えていない、発想がない企業が多いと思われる。農業分野の課題を見える化し、こういった面で技術が使えるというような、農業分野に引き込む工夫や取り組みがあると大変助かる。

○渡部座長：熱心なご議論をいただき感謝。最後に今後の進め方について事務局より説明をお願いしたい。

○事務局：貴重なご意見をいただき感謝。今後は、検討会でいただいたご意見等を踏まえ、事務局にて知的財産戦略 2030 の案を作成し、次回の第 3 回検討会で再度

ご議論いただきたいと考えているので、引き続きよろしくお願いします。

○渡部座長：本日の検討会はこれにて終了としたい。円滑な議事進行にご協力いただき感謝。それでは事務局に司会をお返しします。

○事務局：次回の検討会の日程については、現在、調整させていただいているところ。確定次第ご連絡するのでよろしくお願いします。

なお、本検討会開催要領第４の２に基づき、本日の配布資料は農林水産省のホームページに掲載。また、第４の３に従い、速やかに議事概要を作成し、委員の皆様のご確認、ご了承を得た上で、整い次第、これにつきましても農林水産省のホームページにて公表。